【答申の概要】 諮問第213号 実施機関が運営する病院で死亡した配偶者の医療事故調査に係る 公文書の部分開示決定に対する審査請求

件 名	実施機関が運営する病院で死亡した配偶者の医療事故調査に係る公文書の部分開
	示決定に対する審査請求
本件対象公文書	審査請求人の配偶者が実施機関の運営する病院で受療後に死亡した件に係る文書
非開示理由	条例第7条第2号(個人情報)、第3号(事業活動情報)、第5号(審議・協議・
	検討情報)及び第6号(事務事業情報)並びに条例第11条第2項(不存在)
実 施 機 関	地方独立行政法人静岡県立病院機構
諮 問 期 日	平成 29 年 4 月 6 日
主 な 論 点	実施機関が運営する病院で死亡した審査請求人の配偶者の医療事故調査に関する
	文書の個人情報該当性

審査会の結論

地方独立行政法人静岡県立病院機構の決定は、結論において妥当である。

審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

実施機関は、別記1(略)の開示請求を受け、請求1から請求5(略)までのいずれについても、 審査請求人の亡夫が実施機関の運営する病院で受療後に死亡した件に係る別記2(略)の公文書を 特定している。

開示請求書には、請求1 (略)に「本件で主治医作成のもの」と付記されていたり、請求3及び 請求4 (略)に開催されたとされる会議の日付が付記されているにとどまり、開示請求書自体には 審査請求人の亡夫の氏名は明記されていない。

しかし、実施機関は、本件開示請求に至るまでの間に実施機関と審査請求人とのやりとりがあり、 その過程で本件開示請求が審査請求人の亡夫が実施機関の運営する病院で受療後に死亡した件に 係る情報の開示を求めていたことを踏まえて対応したと主張している。

この点、審査請求人も、審査請求書及び意見書において、開示を請求しているのが審査請求人の 亡夫に関するものであることを明らかにしており、実施機関が本件対象公文書を特定したこと自体 を争っていない。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象公文書を特定し、その一部を非開示とする本件処分を行っていることから、 以下、本件処分の妥当性について検討する。

ア 本件開示請求は、審査請求人の亡夫が実施機関の運営する病院で受療後に死亡したことに係る 医療合併症報告書、医療事故調査委員会の外部委員として特定の診療科目に係る学会宛てに派遣 を依頼した際の文書、院内の医師、看護師を対象としたカンファレンスの提出資料及びリスト、 医療事故調査委員会の外部委員に提出された資料及びリスト、医療事故調査委員会の議事録及び 議事次第の開示を求めるものであることから、本件対象公文書の存否を答えることは、審査請求 人の亡夫が実施機関の運営する病院で受療した事実及び死亡した事実の有無等(以下「本件存否 情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ 本件存否情報については、審査請求人の亡夫という特定の個人に係るものであるから、条例第 7条第2号に規定する個人に関する情報に該当するものと認められる。

- ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして確認させたところ、実施機関におけるカルテ開示の指針(静岡県立病院診療録等の開示に関する指針(平成23年規程第4号))では、開示を求めることができるのは、本人やその法定代理人、遺族等の特定の者に限られているため、何人も入手することができるものとはいえず、他に実施機関の運営する病院で受療した事実や受療した後に死亡した事実の有無について、公にする法令等の規定や慣行の存在も認められないため、本件存否情報は、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、本件存否情報につき、条例第7条第2号ただし書イに該当する事情も存せず、かつ、公務員等の職務の遂行に係る情報でもないことから、同号ただし書りにも該当しない。
- エ 以上のとおり、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるので、本件開示請求については、条例第10条の規定に基づき、拒否することが適当な事案であったと認められる。
- オ しかしながら、本件の場合、実施機関は、本件処分において本件対象公文書を特定し、その一部を開示する決定を行っており、本件存否情報を開示した状態となっている。このような場合においては、改めて本件処分を取り消して条例第10条の規定を適用する意味はないことから、本件処分は結論において妥当である。

その他、審査請求人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。